



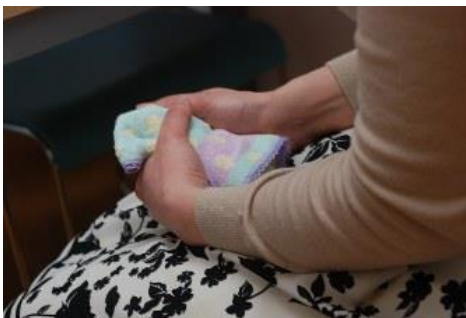
大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3610号 2017.4.21 発行

増えるDV、保護は低調 入所率35%止まり

毎日新聞 2017年4月21日



一時保護所への避難が認められず、民間シェルターに避難した女性。婦人相談員には「夫のことは空気と思えばいいじゃない」と言われた＝東京都内で

夫や恋人からの暴力「ドメスティックバイオレンス」(DV)を受けた女性を保護する婦人相談所の一時保護所の入所率が、35・2%(2015年度)にとどまることがわかった。DVの検挙数は最近10年で5倍以上に増えているが、「骨折させられても一時保護所に入れなかった」との証言が複数ある。自治体の裁量に委ねられている部分が大きく、支援

団体や専門家は「相談員が経験やスキルを蓄積できるよう支援体制を充実させる必要がある」と指摘する。【坂根真理】

「命の危険ない」と拒否

毎日新聞の取材に厚生労働省が提示した資料によると、一時保護所の入所率は33県が40%未満。青森、秋田、島根、鹿児島は10%に満たない。一方、警察庁のまとめでは、16年のDV検挙数は8291件で06年の5・4倍に達した。民間の保護施設でつくるNPO法人「全国女性シェルターネット」の近藤恵子理事は「精神疾患があるDV被害者が一時保護所入所を断られ、困った人が民間シェルターに来ている」と明かす。

「腕の骨を折ったぐらいでは一時保護所には入れませんよ」。夫の暴力で片腕を骨折した東京都内の女性が被害を訴えたところ、婦人相談所の相談員に自宅に帰よう促された。被害女性らを支援する一般社団法人「エープラス」の吉祥(よしざき)真佐緒代表は「自宅に戻ったら生命に危険が及ぶ。DV相談が多くて相談員の感覚がまひし、生きるか死ぬかのラインでないと一時保護しない実態がある」と証言する。

福祉事務所に30年以上勤めてきた職員は、暴力を受けた女性を一時保護所に入所させようと何度も働きかけたが、「命に別条はないでしょう」と認められないケースが多かったという。

夫から生活費を月3万円しか渡されず、毎日のように「死ねばいい」とののしられてきた40代女性は、うつ病を発症し、子供4人とともに民間シェルターで保護された。婦人相談所に保護を求めると、「あなたにも悪いところがあるんじゃないの。生活保護や児童扶養手当のために偽装離婚したいんでしょう」。相談員の心ない言葉に深く傷ついたという。「相談するのがむなしくなりました」

入所率が5・8%と全国で最も低い秋田県女性相談所の所長は「入所については本人の意思を尊重しており、門前払いはしていない」と話す。厚労省家庭福祉課は「保護を断ったケースは聞いていない」として、1人あたりの入所期間が短いと入所率は低くなると説明。また、相談の段階で母子生活支援施設に落ち着くことが決まり、一時保護に至らない事例もあるという。

受け入れ基準不透明

DV防止法には、一時保護の定義や期間の具体的な規定はない。緊急の保護が必要かどうかは婦人相談所が判断する。小川真理子・日本学術振興会特別研究員（ジェンダー学）は「被害者支援は各自治体の裁量に委ねられ、地域格差が生まれている」と指摘する。

「退所後の生活の見通しがつかなければ保護できない」「妊娠しているから保護できない」「子供が5人いるなら保護できない」。いずれも実例だ。これらの人を受け入れた西日本の民間シェルターが、保護されない人の例を自治体に尋ねたところ、病気がある人▽規則が守れない人▽身の自立ができない人ーなどと回答された。支援団体によると、一時保護を断られる女性は、子供の数が多し▽一定年齢以上の男児を同伴▽精神疾患や発達障害をもつーといった特徴がある。男児が敬遠されるのは女性が集団生活する場で男性にいてももらいたくないという気持ちが働くためという。このシェルター代表者は「婦人相談所は緊急性の判断が厳しく、保護のハードルが高い」とみる。

入所率が低い理由に「本人の意思」を挙げる婦人相談所は少なくない。だが、一時保護所の実情に詳しい戒能民江・お茶の水女子大名誉教授（ジェンダー法学）は「相談や検挙が増えたのに保護の必要なケースが少ないとは考えにくい。入所基準は秘密にされ、まるでブラックボックス。自治体によって受け入れ判断にばらつきが出ないよう、ある程度のルールが必要だ」と訴える。

10年以上、現場でDV相談を受けている相談員の女性によると、首を絞められた痕や殴られた痕がある女性は入所しやすい。しかし、精神的に追い詰められるモラルハラスメントの場合は見た目では分からないため、「相談員の知識や資質によるところが大きい」という。また、相談員がDV加害者に待ち伏せされたり、嫌がらせを受けたりするケースもある。この相談員は「危ない仕事の割に、賃金は月15万円ほどで、心のケアも不十分。相談員がよりよい環境で仕事ができれば、もっと被害者に寄り添えるのでは」と話す。

婦人相談員の多くは非正規雇用で、数年で雇い止めになるケースもあるとされる。DV被害者を支援する臨床心理士の春原由紀・武蔵野大名誉教授（児童臨床学）は「相談員は経験やスキルを蓄積する時間が少なく、DVに対する知識やケアを学習する機会も乏しい。専門性を高める環境を整えていくべきだ」と語る。

一時保護所への入所を断られたケース（シェルターや支援団体の聞き取りから）

被害女性の訴え	相談員の反応
跳び蹴りされ大腿（だいたい）骨を折った	→「歩けないなら集団生活が困難」
腕を骨折させられた	→「初めての暴力。大目にみてあげて」
出産直後に暴力をふるわれた	→「偽装DVが増え、受け入れられない」
高校生の息子を同伴したい	→「子供と離れられないなら入所できない」
DVで逮捕された夫の保釈が怖い	→「家にいれば安全。保釈されたら来て」
臨月でも暴力をふるわれる	→「所持金がなければ入れない」

婦人相談所一時保護所の入所率（2015年度・厚生労働省調べ）

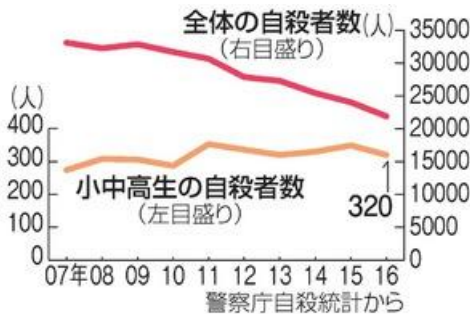
	定員	入所率 (%)		定員	入所率 (%)
北海道	15	66.4	青森	20	7.0
岩手	10	38.7	宮城	10	68.3
秋田	20	5.8	山形	6	18.4
福島	20	36.4	茨城	20	38.7
栃木	20	20.3	群馬	18	14.7
埼玉	20	74.2	千葉	47	31.9
東京	30	101.8	神奈川	30	49.0
新潟	10	14.8	富山	20	17.5
石川	8	25.7	福井	10	22.7
山梨	10	17.9	長野	17	10.4
岐阜	10	29.4	静岡	30	33.2
愛知	20	33.7	三重	12	53.9

滋賀	10	64.1	京都	20	74.6
大阪	15	61.8	兵庫	27	27.2
奈良	16	63.9	和歌山	12	35.3
鳥取	12	11.5	島根	15	9.8
岡山	8	71.7	広島	10	56.7
山口	8	16.3	徳島	8	10.3
香川	6	55.4	愛媛	10	12.5
高知	20	12.0	福岡	20	17.6
佐賀	9	35.7	長崎	30	11.8
熊本	20	35.6	大分	20	20.6
宮崎	10	35.2	鹿児島	15	7.7
沖縄	20	52.6	合計	774	35.2

※入所率＝一時保護所で保護した人の保護日数の合計を「定員×365日」で割り、100倍した数字

子どもの自殺、防ぐために

朝日新聞 2017年4月21日



■ 小さいのち 大切な君

子どもたちが自ら命を絶つ悲劇が繰り返されている。日本全体の自殺者数は減っている中で、小中高生では減っていない。子どもの命をみつめる企画「小さいのち」の新シリーズ「大切な君」では、子どもの自殺を防ぐためにできることを考えたい。

子どもたちが自ら命を絶つ悲劇が繰り返されている。日本全体の自殺者数は減っている中で、小

中高生では減っていない。子どもの自殺を防ぐために、社会や一人ひとりは何ができるのだろうか。

警察庁の統計によると、2016年、320人の小中高生が自殺で亡くなった。小学生12人、中学生93人、高校生215人。3分の2は男子だった。

自殺者全体の数は、03年の3万4427人をピークに減少傾向で、16年は2万1897人。06年施行の自殺対策基本法に基づく、各自治体の相談窓口の整備などが背景にあるとされる。一方、小中高生の自殺者はこの10年、年間300人前後で推移し、350人を超えた年もあった。厚生労働省によると15～19歳では自殺が死因の1位、10～14歳では2位だ。

16年の小中高生の自殺の原因（複数の場合あり）を警察庁の統計でみると、「学業不振」など学校問題が36.3%で最も多く、「親子関係の不和」など家庭問題が23.4%、「うつ病」など健康問題が19.7%と多岐にわたる。学校問題のうち、いじめが原因とされたのは6件（全体の1.9%）だった。

自殺予防に詳しい高橋祥友・筑波大教授（精神科医）は「子どもの自殺は、いじめや友人関係といった学校に関わる要因のほか、家庭や、精神疾患など複数の要因からリスクの高い状態となり、そのうえで何らかのことが引き金になって起きる。いじめは深刻な問題だが、いじめ予防だけでは不十分だ」と話す。

日本では子どもの自殺の実態把握や再発防止の取り組みが十分とはいえない。どんな要因が重なるとリスクが高まるのか、などは国内の統計ではわからない。

いじめが疑われるケースでは、いじめ防止対策推進法に基づき、真相解明と再発防止のための調査が学校や教育委員会に義務づけられている。だが、調査結果は十分共有されず、いじめを苦しめた自殺は後を絶たない。いじめ以外のケースも文部科学省が学校や教育委員会に調査を求めているが、義務ではない。

北日本の公立中学校の教師（60）によると、数年前に女子生徒が自殺未遂した際、教委が原因を問い合わせてきたが、いじめでないといわれると対応は学校と保護者任せになっ

た。教師は「原因が何であろうと子どもの命が大切なことに違いはない。すべてを予防するべきだ」と感じたという。

海外では、国の主導で子どもの自殺の背景を分析し、予防につなげる動きがある。英国では16年、国の委託を受けた研究チームが、心の問題があつて自殺した10代のケースを分析。「54%に自傷行為の経験あり」「27%は亡くなる前1週間以内に自殺について周囲に話していた」などの分析を踏まえた予防策を5月に発表する。米国では事故や虐待、自殺などによる子どもの死亡事例の検証を予防につなげる制度が根付く。

子どもの自殺について分析する東京都監察医務院の福永龍繁院長は「10代の自殺は動機がわからないことが多い。実態がわからないことを出発点として、そこから対策を考えていくべきだ」と話す。

県障がい差別解消条例、10月施行 相談や紛争防止、体制を整備【福岡県】

西日本新聞 2017年04月21日

「県障がい差別解消推進条例」の概要

▽障害を理由とする差別に関する相談、助言などの体制整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に専門相談員を設置、市町村は相談体制を整備 ・ 助言、あっせんの申し立てを受け付ける第三者委員会を設置 ・ 解決しない場合の知事による勧告、公表を規定
▽行政や事業者の自主的、事前的な改善措置の努力義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら設置する施設や設備のバリアフリー化 ・ 介助者などの人的支援
▽人権的視点での防災、防犯、虐待防止の取り組み
▽その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の責務、市町村、事業者、県民の役割を明示 ・ 障がい者差別解消支援地域協議会を組織 ・ 県による職員研修、事業者への研修支援、県民への啓発

障害者への不当な差別的取り扱いを禁じる「県障がい差別解消推進条例」が10月1日に施行される。県議会2月定例会で制定され、県は4月から広報紙などで県民への啓発を図っている。県によると、同様の条例は全国22道府県で制定され(2016年4月時点)、九州で

は福岡と佐賀が未整備だった。ただ制定を求めてきた障害者団体からは、条例制定を一歩前進と受け止める声とともに「具体的内容が乏しく、制定までの手続きも拙速だった」との不満も漏れている。

条例は第1条で「誤解、偏見、社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立、社会参加がまだまだ妨げられている」と現状を指摘。差別解消推進に向け、この条例で基本理念を定めるとしている。県の責務や事業者、県民の役割を明示し、差別に関する相談への対応や紛争防止のための体制、啓発の基本方針なども明記している。さらに第8条1項では「何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取り扱いを行ってはならない」と規定している。

■「他県より後退」

ただ、「県障害者権利条例を創(つく)る会」の藤田幸廣世話人代表は、第8条2項の「社会的障壁の除去に『可能な限り』努めなければならない」との表現を問題視する。「可能な限りでは、場合によっては差別をなくさなくてもいいと言ってるのと同じだ」と非難。他県の条例では「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情を除き」といった文言になっており、福岡は後退している印象という。

県が条例作りに着手したのは、昨年4月の障害者差別解消法施行を受けてからだった。障害者団体から聞き取りをして同12月に条例の素案を公表。パブリックコメント(意見公募)と県内4カ所での県民意見聴取会を行った。同会は、この制定過程にも不満を漏らす。他県では障害者との協議を1年以上かけているのに対して「あまりに短時間で制定された」と批判する。県民意見聴取会でも「10月施行は拙速ではないか、もう少し真剣に県民の意見を聞いてほしい」との声が出ていたという。

■「聞き取り急ぐ」

「条例ができたのはうれしい」。県精神障害者福祉会連合会の一木猛会長は、条例制定を評価する。ただ「差別をなくすために、事業者や県民が具体的にどうしたらいいのか分からないのでは」と、啓発が重要だと訴える。

県は、障害者配慮の具体例を挙げ、条例を県内に浸透させようと、医療や福祉サービスなど10分野ごとのガイドラインの作成を進めている。しかし作業は遅れているという。一木会長は「施行時に条例をきちんとスタートさせるためにも、啓発期間に入る4月までに作成すべきだった」と苦言を呈す。

こうした声に対し県障がい福祉課は「条例には見直し規定があり、作って終わりとは考えていない」と説明。今後、障害者などからの意見の聞き取りを急ぎ「ガイドライン作りなどに反映させたい」としている。

熊本学園大で地震資料展 福祉避難所として開放、ボランティアの写真など【熊本県】



西日本新聞 2017年04月21日
まきで火をおこし炊き出しをするなど、学生たちのボランティア活動を撮影した写真が並ぶ

熊本地震後に施設の一部を避難者に開放し、障害者や高齢者が身を寄せる福祉避難所としても活用された熊本学園大（熊本市中央区）で、学生ボランティアの活動を紹介する特別資料展「地域に根付いた避難所の取り組みと被災者支援～熊本学園の取り組みを未来に活（い）かす」が開かれている。5月2

9日（月）まで。

同大には最大で約760人が避難した。学生たちは避難所の環境整備や避難者との交流といったボランティアのほか、避難所が閉鎖した5月末以降も仮設住宅などに出向き支援を継続している。資料展では学生たちの写真や、活動時に学生が着用するゼッケンなど約50点の資料を展示する。

被災した市町村の各社会福祉協議会が設けたボランティアの受け入れ窓口は次々に閉鎖され、現在も残っているのは県内で益城町と大津町のみ。同大ボランティアセンターによると、仮設住宅の自治会長や他の支援団体から「学生の力を借りてイベントをしたい」といった要請が絶えないという。

入場無料。日曜と祝日は休み。同大ボランティアセンター＝096（364）7161。

高松で女子美大同窓会香川支部 児童らと協力し作品展 四国新聞 2017年4月21日



一人一人の小さな輪が集まって大きな輪に。女子美術大学（神奈川県相模原市）の同窓会香川支部（渋江久美支部長）による作品展が、香川県高松市紺屋町の市美術館で開かれている。絵画や織物、書などの力作が並ぶ中、同窓生と地元の小学生や障害者が協力して制作した高さ約4メートルの「わ」をモチーフにした集合作品がひととき来場者を楽しませている。23日まで。

同支部は隔年で作品展を開いており、7回目の今回は同大の同窓会設立100周年を記念して開催。卒業生で県内在住者の22人と県内出身の現役学生4人が参加した。

会場には絵画や織物、染め物、書、漆器など約60点を展示。

防府に完成 来月1日、開所 / 山口

毎日新聞 2017年4月20日

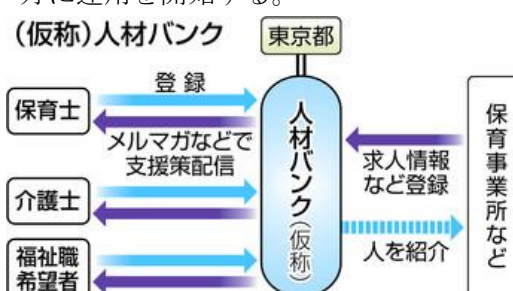
県内で唯一、障害のある子どもから大人まで受け入れる防府市の支援施設「華の浦学園」（湯面桂子園長）の老朽化を受け、新築した施設が5月1日、同市浜方に開所する。施設は、既存の障害児入所施設「はなのうら」と、障害者支援施設「華の浦」を一つの建物に併設した。

保育士不足解消へ都が「人材バンク」運用 就職先を仲介 東京新聞 2017年4月21日

待機児童問題の解決を難しくしている要因の一つである保育士不足を解決するため、東京都は、保育士などを集めた都独自の「人材バンク」（仮称）の運用を始める。二十日に都庁で開かれた待機児童解消に向けた緊急対策会議で、小池百合子知事が「広域で人材を生かしていきたい」と話した。都によると、来年一月に運用を開始する。

バンクは、都独自で開発するウェブ上のマッチングシステム。資格を持つ保育士や介護士に加え、福祉職に就きたい人なら誰でも登録できるのが特徴という。潜在的な人材を掘り起こし、登録した保育事業所などと、効率的につなげていくのがねらいだ。本年度予算にシステム開発費など約一億円が計上されている。

会議には都内の五十二区市町村の首長らが参加。「保育士の取り合い、奪い合いが起り始めている」（清水庄平・立川市長）と都に調整を求める声が出た。



児童相談所、世田谷・江戸川・荒川3区が開設、20年度にも

日本経済新聞 2017年4月21日

東京都世田谷区と江戸川区、荒川区は2020年度にも、児童虐待に対応する児童相談所（児相）を開設する。世田谷区は5月にも運営方法などを話し合う検討委員会を設け、江戸川区は施設の設計などに着手する。増加傾向が続く児童虐待を防ぐため、きめ細かく対応できる体制づくりを目指す。

改正児童福祉法が4月に施行され、児相の設置が義務付けられている都道府県と政令指定都市に加え、東京23区も児相の設置が可能になった

百条委で前町長、福祉法人からの接待証言...奈良 読売新聞 2017年04月21日

奈良県田原本町の社会福祉法人「愛和会」の保育所運営補助金を巡る汚職事件を検証する町議会の調査特別委員会（百条委）は20日、前町長の寺田典弘氏を証人喚問した。

寺田氏は、愛和会側から食事会や温泉旅行などの接待を受けていたと証言した。

寺田氏は、町長を務めていた2015年12月までに、前教育長と、収賄罪で起訴された前副町長の3人で、愛和会の元理事長（贈賄罪で起訴済み）とともに「食事会や有馬温泉（神戸市）への旅行に行っていた」と述べた。「前副町長が就任（11年4月）してから行くようになり、4回ぐらいは記憶している」とした。元理事長の長男で法人理事だった森章浩町長も同行していたという。

一連の汚職事件では、前副町長が15年5月、保育所への補助金に関する要綱を改定して愛和会への補助金を増額させた見返りに、元理事長に借金の一部の返済を免除してもらったとされる。寺田氏は要綱改定について「当時の担当部課長から上がってきたので決裁した。（内容に）妥当性があった」と強調した。

終了後、寺田氏は、食事会や温泉旅行の費用は「愛和会が出していた」と認めた。一方、

森町長は「旅行は元理事長から『出席しろ』と言われて2回ぐらい参加したように思う。泊まりがけもあったが、支払いは分からなかった。現在の立場なら行かない。再発防止のためのルール作りに務めたい」と話した。

寺田氏は、3期目の任期中だった15年12月、道交法違反（酒気帯び運転）容疑で逮捕され、辞職した。

「住民主体型介護」京都府内は4市町のみ 担い手不足影響

京都新聞 2017年04月21日

国が一律で内容や料金を決めていた「要支援1、2」の人向け一部サービスが介護保険給付から切り離され、4月から市町村の事業となった。ボランティアやNPO法人といった地域の団体が支援主体となるサービスを2017年度中に導入するのは、京都府内26市町村のうち4市町にとどまる。国はボランティア参入によって社会保障費抑制を狙うが、多くの市町村は「担い手がいない」と困惑している。

府内で「要支援」の人に対し、ボランティアらが関わる「住民主体型」事業で、体操や会食など介護予防の通所サービスを実施しているか、本年度中に始めるのは宇治、八幡、精華の3市町。向日市と精華町は、家事など生活援助を中心とした訪問サービスを行う。

京都市のように、「要支援」以外にも対象を広げ、ボランティアがごみ出しなど簡易なサービスを提供する制度を持つ自治体もあるが、多くの自治体では、ヘルパーらがいる介護事業者頼みの状況が続く。サービス内容や利用料は自治体の裁量のため、財政難に陥ればサービス縮小や対象者切り捨ての恐れもある。

背景には、人口減と高齢化が進む地域での担い手不足がある。宮津市地域福祉介護課は「住民主体型の導入を検討したが、手を挙げる団体がなかった」、笠置町保健福祉課は「受け皿となり得るボランティア団体がなく、無理がある」と説明する。

亀岡市高齢福祉課は「助け合いの機運が介護の分野で十分に醸成されていない中で、サービスを実施しても意味がない」といい、現時点での住民主体型サービスの導入に懐疑的だ。

一方、総合事業のうち、家事などの生活援助を担う「緩和型」は身体介護を伴わず、専門職以外の参入が期待されている。だが、京都や宇治、精華など12市町が16年度までに実施した養成研修の参加者は計約700人とどまる。

府内で通所・訪問介護を利用する要支援1、2の人は約4万人に上り、新サービスの担い手不足が明らかになっている。一方、緩和型では介護報酬が引き下げられ、専門職の状況も厳しくなっている。

■ヘルパー減らし疑問

京都ヘルパー連絡会の櫻庭葉子事務局長の話 私が代表理事を務める中京区の事業所は採算が合わず、総合事業の新サービス指定の申請を見送った。単純な家事支援だけでは初期の認知症などに気付きにくく、介護度が上がる恐れもある。要支援の段階でヘルパーが関わることが重要だ。ヘルパーが減り、介護の質も低下する今の総合事業の進め方には疑問を感じる。

フェイスブック 考えるだけで文字入力 新技術開発へ NHKニュース 2017年4月20日

アメリカのIT企業のフェイスブックは、人間の脳の活動を読み取って、頭の中で考えている文章を文字として入力する技術の開発を進めていることを明らかにし、実現すれば、指を使うより5倍速く入力できるようになるとしています。

フェイスブックは、カリフォルニア州のサンノゼで19日に開いた開発者向けのイベントで、人間の脳の活動を読み取って、頭の中で考えている文章を文字として入力する開発プロジェクトを進めていることを明らかにしました。

フェイスブックによりますと、外科手術によって頭に電極を埋め込み、脳からの指示で文字を入力する技術はすでにあるということですが、研究チームでは帽子のようなものを頭に被り、1秒間に100回という高速で脳をスキャンして活動を読み取る技術を開発しているということです。

開発はまだ、ごく初期の段階ですが、すでに人工知能などの分野で世界トップレベルにある専門家60人以上を集めて、手で書くより速いとされる1分間に100の単語の入力を目指しているということです。

研究チームのリーダーのレジナ・デューガンさんは「不可能なことのよう聞こえるが、そう遠くない時期に実現し、スマートフォンを指で操作するより5倍速く入力できるようになるだろう」と話し、新たな技術の確立に自信を見せていました。

社説：利用者負担上げ 「介護の社会化」は遠く 中日新聞 2017年4月21日

一定所得以上の利用者負担引き上げを盛り込んだ介護保険法の改正案が衆院を通過し、今国会で成立する見通しになった。矢継ぎ早の給付カットに「保険あってサービスなし」の事態が懸念される。

食卓の上には「もう限界です」との走り書きがあった。東京都八王子市で先月、認知症の妻（81）を殺害し、無理心中を図ったとして、夫（84）が殺人の疑いで逮捕された。睡眠薬を飲んで自殺を図った夫は「介護に疲れ、精神的に追い込まれた」と供述している。介護サービスは利用していたという。

こうした悲劇は後を絶たない。厚生労働省によると、介護を受けていた六十五歳以上の人が親族による殺人や心中などで亡くなったケースは自治体が把握しているだけで二〇一四年度は二十五件だ。高齢者虐待に関する調査では、家族などによる虐待と判断した件数は一五年度、一万五千九百件超に上っている。虐待の発生要因として最も多いのが「介護疲れ・介護ストレス」で、25%を占めた。

膨張する介護費用を抑制する目的で、政府は介護サービスのカットを次々と打ち出している。介護殺人・心中は今後、さらに増える恐れがある。

改正案は、単身者の場合、年収三百四十万円以上の人の利用者負担を二割から三割に引き上げることが柱だ。対象は約十二万人。利用者負担は原則一割だが、一五年八月から単身者で同二百八十万円以上の人は二割に引き上げられたばかりだ。このほか、軽度の要支援者向けの訪問・通所介護を市町村事業に移す見直しも、今月初めに完全実施された直後である。

こうした負担増による影響の検証もないまま、さらなる給付カットを実行しようとするのは、乱暴ではないか。しかも、将来的に二割、三割負担の対象が拡大されていくことも予想される。

改正案の審議中、厚労省は一部の利用者負担が二割になった一五年八月に、特別養護老人ホーム（特養）などの介護保険施設を退所した二割負担者は全国で約千六百人いたことを明らかにした。また、「負担二割」になった人の特養退所割合は3%で「一割負担継続」の人の倍近くだった。長期的に見れば、退所せざるをえないという人はさらに増えるだろう。介護が必要な高齢者とその家族にしわ寄せがいくことは必至だ。

介護を社会全体で担う「介護の社会化」という制度創設時の理念から遠ざかっている。月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

